

お客様各位

## 令和8年1月21日からの大雪にかかる災害等に対する 金融上の措置についてのご案内

この度の令和8年1月21日からの大雪により、被害を受けられました皆様には心よりお見舞い申し上げます。弊金庫では、災害救助法が適用されている地域のお客様に対し、状況に応じ下記のとおり対応を行っておりますので、お知らせいたします。

### 記

1. 預金証書、通帳、届出の印鑑等を紛失された場合でも、被災状況等を踏まえた確認方法をもって預金者本人の申出であることを確認して払戻し対応をさせていただきます。
2. 定期預金、定期積金等の期限前払戻し対応を応じます。また、当該預金等を担保とする貸付にも応じております。
3. 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については、関係金融機関と協議の上、対応させていただきます。
4. 今回の災害等のため支払ができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止処分に対する配慮をさせていただきます。また、電子記録債権の取引停止処分又は利用規約の解除等についても同様に配慮させていただきます。
5. 損傷した紙幣や硬貨の引き換えについても対応させていただきます。
6. 国債を紛失した場合の相談についても対応させていただきます。
7. 災害等の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、融資審査に際して提出書類を必要最小限にする等の手続きの簡便化、融資の迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更等、災害等の影響を受けているお客様の便宜を考慮した適時的確な措置を講じさせていただきます。
8. 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、利用による効果等の説明を含め、同ガイドラインの利用に係る相談に適切に対応させていただきます。
9. 罹災証明書を求めている手続きでも、市町村における交付状況等を勘案し、現況の写真の提出などの他の手段による被災状況の確認や罹災証明書の後日提出を認める等、被災されたお客様等の便宜を考慮した取り扱いを行います。
10. 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮いたします。また、窓口における営業ができない場合であっても、現金自動預払機等において現金の払戻しを行う等、被災されたお客様等の便宜を考慮した措置を行います。
11. 1 から 10 における措置について実施店舗にて店頭掲示を行うとともに、可能な限りお客様に対し広く周知するよう努めます。
12. 営業停止等の措置を講じた営業店舗名等、及び継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨をインターネットのホームページ等に掲載し、お客様に周知徹底いたします。

以上